

情報本部美保通信所

| | | |
|--|---|---|
| 対象防衛関係施設 の所在地 | 鳥取県境港市 | 渡町二十一番地 |
| 対象防衛関係施設 の区域 | 鳥取県境港市 | 三軒屋町及び渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域 | 鳥取県境港市 | 幸神町（次の図面に示す部分に限る。）、小篠津町（次の図面に示す部分に限る。）、三軒屋町、誠道町（次の図面に示す部分に限る。）、高松町（次の図面に示す部分に限る。）、竹内町（次の図面に示す部分に限る。）、中海干拓地（次の図面に示す部分に限る。）、新屋町（次の図面に示す部分に限る。）、森岡町（次の図面に示す部分に限る。）、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（次の図面に示す部分に限る。） |
| | 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 | <ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十三度十三分三十四秒の点 二 北緯三十五度二十九分五十一秒、東経百三十三度十三分三十秒の点 三 北緯三十五度三十分三十七秒、東経百三十三度十二分三十秒の点 四 北緯三十五度三十分四十秒、東経百三十三度十二分二十八秒の点 五 北緯三十五度三十分四十七秒、東経百三十三度十二分二十八秒の点 |
| <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 | | |

情報本部美保通信所周辺地域 (鳥取県境港市渡町21番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

